

ご存知ですか？

被災建築物 応急危険度判定制度

大規模地震で被災した建築物について、余震による倒壊や部材の落下などから生ずる二次災害を防止するために市町村が行うもので、建築物の危険性を応急的に判定する制度です。

判定結果は3種類

判定結果は3種類で、建物の外部の見やすい位置に判定ステッカーを貼り付けます。付近の通行者に対しても、建築物の危険性が容易に識別できるようになります。

(緑)

応急危険度判定制度
調査済
INSPECTED
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます
◆建築物は使用可能です
建築物名称
住所
管理番号
判定日時 年 月 日 午前・午後 時 分
災害対策本部 課 係

(黄)

応急危険度判定制度
要注意
LIMITED ENTRY
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
◆応急的に修繕する場合には専門家に相談下さい
建築物名称
住所
管理番号
判定日時 年 月 日 午前・午後 時 分
災害対策本部 課 係

(赤)

応急危険度判定制度
落下物注意
危険
UNSAFE
◆この建築物に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急修繕を行う必要があります
建築物名称
住所
管理番号
判定日時 年 月 日 午前・午後 時 分
災害対策本部 課 係

被害程度は小さいと考えられ
使用可能です。

立ち入る場合は十分な
注意が必要です。

立ち入ることは危険です。
立ち入る場合は建築士などの
専門家に相談してください。

◆ 『り災証明』を発行する調査とは異なります！

被災者への各種支援施策や税の減免等を申請する際に必要となる『り災証明』を発行するための被害調査とは異なります。

応急危険度判定の判定結果では、家屋の『り災証明』は発行できませんので、ご注意ください。

◆ 何を調査するの？

外観から、建築物の傾きやひび割れ等を調査します。居住者に対するヒアリングや状況説明を行うこともあります。不在の場合でも判定調査は行います。

◆ ご協力をお願いします！

建築物に被害を受けた場合は、判定活動が円滑に行えるよう、ご理解とご協力をお願いします。

地震発生から判定まで

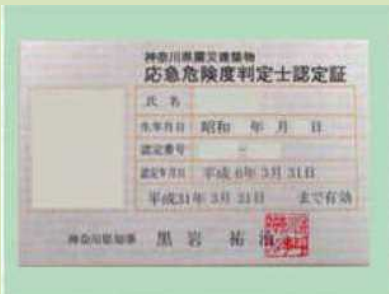
- ① 大規模な地震発生
- ↓
- ② 市町村の災害対策本部が
応急危険度判定の実施を決定
- ↓
- ③ 判定実施
応急危険度判定



※判定は、判定実施計画に基づいて順次行っていきます。原則として、住民の方からの要望に応じて行うものではありません。

※判定が実施されるまでの間、そのまま居住されることに不安を感じる場合は、避難所等に避難してください。

判定を行う人(応急危険度判定士)



応急危険度判定士認定証



応急危険度判定士腕章



応急危険度判定士と
明示されているヘルメット

◆ 応急危険度判定士とは

都道府県知事の認定を受けた建築技術者が、
応急危険度判定活動を行います。

◆ 判定士証明

「応急危険度判定士」と明示した腕章又はそ
れに代わるものを着用し、判定士認定証を携
帯しています。

被災建築物応急危険度判定については、
お住いの市町村にお問い合わせください。

伊勢原市役所
都市部建築住宅課
電話 0463-94-4783
FAX 0463-95-7614

このチラシと同様の内容は神奈川県建築物震後対策推進協議会の
ホームページからご覧いただけます。
右のQRコードからもアクセスできます。

QRコード

